**住居確保給付金のご案内**

離職、自営業の廃止等により、住居を喪失または喪失するおそれのある方に対し、賃貸住宅の家賃相当分を支給する「再就職支援」制度です。（給付額に上限がございます。）
住居確保給付金の受給期間中に、自立相談支援機関（いたばし暮らしのサポートセンター）の相談員が求職活動をサポートいたします。

滞納家賃の支払いには充てられません。原則、板橋区から大家さんや管理会社にお支払いいたします。

支給期間：原則３か月

支給上限額：単身世帯５３,７００円 ２人世帯６４,０００円 ３～５人世帯６９,８００円

　　　　　　６人世帯７５,０００円 ７人世帯以上８３,８００円

**住居確保給付金制度を利用できるのは以下の全ての条件に該当する方です。**

◆板橋区にお住まいで、生活保護を受けていない。 （はい/いいえ）

◆２年以内※1に離職、自営業の廃止、または給与等を得る機会が個人の責に帰すべき理由や都合によらないで減少し、離職や廃業と同程度の状況にある。 （はい/いいえ）

◆家賃や生活費、光熱費などを自身の収入で支払っている。（いた） （はい/いいえ）

◆月々の収入・資産要件の基準を世帯で下回っている。 （はい/いいえ）

　＜収入要件＞

単身世帯：84,000円に家賃額（53,700円が上限）を加算した額以下

2人世帯：130,000円に家賃額（64,000円が上限）を加算した額以下

3人世帯：172,000円に家賃額（69,800円が上限）を加算した額以下

4人世帯：214,000円に家賃額（69,800円が上限）を加算した額以下

５人世帯以上の収入基準については、お手数ですが相談先へお問い合わせください。

◆この制度の利用が初めてか、もしくは、制度利用から１年以上経過しているか。※3

 　 （はい/いいえ）

全てが “はい” の方は住居確保給付金の支給要件を満たす可能性がございますので、下記相談先にお問い合わせください。

※1　２年の期間に妊娠、出産、育児、疾病又は負傷により、求職活動を行うことができなかった場合は２年以内に限らない場合がございますので、相談先へお問い合わせください。

※2　制度利用から１年以上経過しており、各種要件を満たしている場合、再支給制度を利用できる可能性がございます。お手数ですが相談先へお問い合わせください。

＜相談先＞

お住まいから近い相談先にお問い合わせください。（月曜日～金曜日/土日祝除く）

〇いたばし暮らしのサポートセンター（志村分室）

　住所：板橋区蓮根2-28-1/電話：03-5948-7088（9:00～17:00）

〇いたばし暮らしのサポートセンター（赤塚分室）

　住所：板橋区赤塚6-38-1/電話：03-6904-1332（9:00～17:00）

〇いたばし暮らしのサポートセンター（本部）

　住所：板橋区栄町36-1板橋区立グリーンホール/電話：03-6912-4591（9:00～19:00）